

新たな風水害に対応した防災体制の整備に係る 岩手県地域防災計画修正の概要

1 修正のポイント

台風第 10 号災害の教訓等を踏まえた、県、市町村等の防災体制や社会福祉施設等の防災体制の強化、住民や自主防災組織等に対する防災意識高揚のための取組等について、県地域防災計画に反映するもの。

2 修正内容

(1) 県・市町村等における防災体制の強化

- 避難勧告等の用語の意味について広報による周知徹底【第 2 章第 5 節避難対策計画】
- 水位周知河川の指定の推進【第 2 章第 13 節風水害予防計画】
- 台風等、災害の発生が予測される場合の早期の体制移行【第 3 章第 1 節活動体制計画】
- 市町村本部長を補佐し、災害応急対策を円滑に行うための組織の設置【第 3 章第 1 節活動体制計画】
- 避難勧告等発令のための実践的な訓練の実施【第 3 章第 15 節避難・救出計画】
- 気象台、河川国道事務所、県、専門家等による「風水害対策支援チーム」の設置による、市町村の避難勧告等発令支援【第 3 章第 15 節避難・救出計画】
- 「風水害対策支援チーム」による検討結果の市町村長等への伝達【第 3 章第 15 節避難・救出計画】
- 台風接近時等、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間の住民、要配慮者利用施設への情報伝達【第 3 章第 15 節避難・救出計画】

(2) 社会福祉施設等における防災体制の強化

- 要配慮者を対象とした訓練を、地域の自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施【第 2 章第 3 節防災訓練計画】
- 市町村と要配慮者施設間の情報伝達体制の整備【第 2 章第 6 節要配慮者の安全確保計画】

(3) 住民・自主防災組織等に対する防災意識の高揚

- 住民等に対する地域の危険箇所の周知や、自主防災組織における地域の危険箇所の把握等【第 2 章第 1 節防災知識普及計画、第 2 節地域防災活動活性化計画】
- 地域の自主防災組織や自治会等による指定緊急避難場所、避難所の開設【第 3 章第 15 節避難・救出計画】

3 その他

①国の防災基本計画の修正、②平成 28 年熊本地震の教訓、③防災関係機関等への意見照会を踏まえた県地域防災計画の修正案については現在調整中であり、今回の「新たな風水害に対応した防災体制の整備」に係る修正案と併せて、別途各幹事に意見照会のうえ成案とし、3 月開催の防災会議に諮るものであること。

岩手県地域防災計画（本編）

新旧対照表

《新たな風水害対応分》

目 次

第1章 総則

第1節	計画の目的	1-1-1
第2節	県民の責務	1-1-1
第3節	他の法令に基づく計画との関係	1-1-1
第3節の2	災害時における個人情報の取扱い	1-1-2
第4節	防災関係機関の責務及び業務の大綱	1-1-3
第5節	県土の概況	1-1-10
第6節	災害の発生状況	1-1-15

第2章 災害予防計画

<u>第1節</u>	<u>防災知識普及計画</u>	1-2-1
<u>第2節</u>	<u>地域防災活動活性化計画</u>	1-2-4
<u>第3節</u>	<u>防災訓練計画</u>	1-2-6
第4節	気象業務整備計画	1-2-8
第4節の2	通信確保計画	1-2-11
<u>第5節</u>	<u>避難対策計画</u>	1-2-13
第5節の2	災害医療体制整備計画	1-2-20
<u>第6節</u>	<u>要配慮者の安全確保計画</u>	1-2-23
第6節の2	食料・生活必需品等の備蓄計画	1-2-26
第7節	孤立化対策計画	1-2-27
第8節	防災施設等整備計画	1-2-29
第9節	建築物等安全確保計画	1-2-31
第10節	交通施設安全確保計画	1-2-35
第11節	ライフライン施設等安全確保計画	1-2-37
第12節	危険物施設等安全確保計画	1-2-43
<u>第13節</u>	<u>風水害予防計画</u>	1-2-46
第14節	雪害予防計画	1-2-49
第15節	津波・高潮災害予防計画	1-2-52
第16節	土砂災害予防計画	1-2-54
第17節	火災予防計画	1-2-60
第18節	林野火災予防計画	1-2-64
第19節	農業災害予防計画	1-2-66
第20節	海上災害予防計画	1-2-68
第21節	災害対策基金確保計画	1-2-70
第22節	防災ボランティア育成計画	1-2-72
第23節	事業継続対策計画	1-2-74

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画	1-3-1
第1節の2 広域防災拠点活動計画	1-3-19
第2節 気象予報・警報等の伝達計画	1-3-21
第3節 通信情報計画	1-3-39
第4節 情報の収集・伝達計画	1-3-43
第5節 広報広聴計画	1-3-63
第6節 交通確保・輸送計画	1-3-71
第7節 公安警備計画	1-3-82
第8節 消防活動計画	1-3-87
第9節 水防活動計画	1-3-92
第10節 県、市町村等応援協力計画	1-3-93
第11節 自衛隊災害派遣要請計画	1-3-103
第12節 防災ボランティア活動計画	1-3-109
第13節 義援物資、義援金の受け付け・配分計画	1-3-113
第14節 災害救助法の適用計画	1-3-115
第15節 避難・救出計画	1-3-119
第16節 医療・保健計画	1-3-133
第17節 食料、生活必需品等供給計画	1-3-144
第18節 削除	1-3-148
第19節 給水計画	1-3-149
第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	1-3-152
第21節 感染症予防計画	1-3-158
第22節 廃棄物処理・障害物除去計画	1-3-162
第23節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	1-3-169
第24節 応急対策要員確保計画	1-3-172
第25節 文教対策計画	1-3-175
第26節 農畜産物応急対策計画	1-3-181
第27節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	1-3-185
第28節 ライフライン施設応急対策計画	1-3-191
第29節 危険物施設等応急対策計画	1-3-203
第30節 海上災害応急対策計画	1-3-208
第31節 林野火災応急対策計画	1-3-212
第32節 防災ヘリコプター活動計画	1-3-219

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画	1-4-1
第2節 生活の安定確保計画	1-4-4
第3節 復興計画の作成	1-4-11

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-2	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 平常時における心得</p> <p>① 避難場所、避難道路等を確認する。</p> <p>②～⑥ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～キ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 平常時における心得</p> <p>① <u>地域の危険箇所や</u> 避難場所、避難道路等を確認する。</p> <p>②～⑥ [略]</p> <p>○ [略]</p>
修正理由	○ 新たな風水害に対応した地域防災体制の整備に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-4	<p>第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>第2 自主防災組織の育成強化</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 自主防災組織の活動</p> <p>○ 市町村は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。</p> <p>ア 平常時の活動</p> <p>①～⑤ [略]</p>	<p>第2節 地域防災活動活性化計画</p> <p>第2 自主防災組織の育成強化</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 自主防災組織の活動</p> <p>○ 市町村は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。</p> <p>ア 平常時の活動</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>⑥ 地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築</p>
修正理由	<p>○ 新たな風水害に対応した地域防災体制の整備に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-7	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 県及び市町村は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。 ア～エ [略] オ 要配慮者を対象とした訓練の実施 医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を実施する。 カ～ケ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>2 実施に当たって留意すべき事項 県及び市町村は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。 ア～エ [略] オ 要配慮者を対象とした訓練の実施 医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を、<u>地域の自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施する。</u> カ～ケ [略]</p>
修正理由	○ 新たな風水害に対応した地域防災体制の整備に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案												
1-2-18	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第6 避難に関する広報</p> <p>○ 県及び市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。</p> <table border="1" data-bbox="260 618 842 1070"> <tr> <td data-bbox="260 618 399 752">避難場所等に関する事項</td> <td data-bbox="399 618 842 752">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 752 399 981">避難行動に関する事項</td> <td data-bbox="399 752 842 981"> ア 平常時における避難の心得 <u>イ</u> 避難勧告等の伝達方法 <u>ウ</u> 避難の方法 <u>エ</u> 避難後の心得 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="260 981 399 1070">災害に関する事項</td> <td data-bbox="399 981 842 1070">[略]</td> </tr> </table>	避難場所等に関する事項	[略]	避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 <u>イ</u> 避難勧告等の伝達方法 <u>ウ</u> 避難の方法 <u>エ</u> 避難後の心得	災害に関する事項	[略]	<p style="text-align: center;">第5節 避難対策計画</p> <p>第6 避難に関する広報</p> <p>○ 県及び市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。</p> <table border="1" data-bbox="869 618 1452 1070"> <tr> <td data-bbox="869 618 1008 752">避難場所等に関する事項</td> <td data-bbox="1008 618 1452 752">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="869 752 1008 981">避難行動に関する事項</td> <td data-bbox="1008 752 1452 981"> ア 平常時における避難の心得 <u>イ</u> 避難勧告等の用語の意味 <u>ウ</u> 避難勧告等の伝達方法 エ 避難の方法 <u>オ</u> 避難後の心得 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="869 981 1008 1070">災害に関する事項</td> <td data-bbox="1008 981 1452 1070">[略]</td> </tr> </table>	避難場所等に関する事項	[略]	避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 <u>イ</u> 避難勧告等の用語の意味 <u>ウ</u> 避難勧告等の伝達方法 エ 避難の方法 <u>オ</u> 避難後の心得	災害に関する事項	[略]
避難場所等に関する事項	[略]													
避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 <u>イ</u> 避難勧告等の伝達方法 <u>ウ</u> 避難の方法 <u>エ</u> 避難後の心得													
災害に関する事項	[略]													
避難場所等に関する事項	[略]													
避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 <u>イ</u> 避難勧告等の用語の意味 <u>ウ</u> 避難勧告等の伝達方法 エ 避難の方法 <u>オ</u> 避難後の心得													
災害に関する事項	[略]													
修正理由	○ 新たな風水害に対応した地域防災体制の整備に伴う修正													

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-23	<p>第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>2 災害情報等の伝達体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] 	<p>第6節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第2 実施要領</p> <p>2 災害情報等の伝達体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ <u>市町村は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難勧告等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。</u>
修正理由	○ 新たな風水害に対応した地域防災体制の整備に伴う修正	

頁	現 計 画	修 正 案
1-2-48	<p style="text-align: center;">第13節 風水害予防計画</p> <p>第10 浸水想定区域の公表及び周知</p> <p>○ 国土交通省及び県は、洪水予報河川又は <u>水位情報周知河川</u> が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、関係市町村に通知する。</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第13節 風水害予防計画</p> <p>第10 浸水想定区域の公表及び周知</p> <p>○ <u>県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について、水位周知河川への指定を推進する。</u></p> <p>○ 国土交通省及び県は、洪水予報河川又は <u>水位周知河川</u> が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、関係市町村に通知する。</p> <p>○ [略]</p>
修正理由	<p>○ 新たな風水害に対応した地域防災体制の整備に伴う修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-18	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第4 市町村の活動体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずる。 ○ [略] 	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第4 市町村の活動体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずる <u>ものとする。特に、台風等、災害の発生が予測される場合には、災害発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行する。</u> ○ <u>市町村は、本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うための組織を設置する。</u> ○ [略]
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな風水害に対応した地域防災体制の整備に伴う修正 	

頁	現 計 画	修 正 案
1-3-119	<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p>第2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第15節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>4 市町村は、避難勧告等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。</u></p> <p>第2 [略]</p>
1-3-121	<p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の実施及び報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 県その他の防災関係機関は、市町村から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域等について助言する。 <p>○ 市町村本部長は、避難勧告等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] <p>(2) [略]</p> <p>(3) 避難勧告等の周知</p>	<p>第3 実施要領</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難勧告等の実施及び報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ 県その他の防災関係機関は、市町村から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域等について助言する。 <p><u>○ 県は、台風等、災害の発生が予想される場合には、盛岡地方気象台、岩手河川国道事務所、専門家等による「風水害対策支援チーム」を設置する。同チームは、市町村の避難勧告等の発令状況を確認するとともに、チーム内で情報や知見を共有し、避難勧告等の対象となる市町村及び助言内容を検討する。</u></p> <p><u>○ 県は、「風水害対策支援チーム」で検討した、避難勧告等発令を判断するための情報や助言内容等について、市町村長等へ伝達する。</u></p> <p>○ 市町村本部長は、避難勧告等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] <p>(2) [略]</p> <p>(3) 避難勧告等の周知</p>
1-3-122	<p>ア 地域住民等への周知</p>	<p>ア 地域住民等への周知</p> <p><u>○ 実施責任者は、台風接近時等において、大雨</u></p>

1-3-125	<p>○ 実施責任者は、避難勧告等の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（ラジオ、テレビ）によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。</p> <p>また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。</p> <p>○ [略]</p> <p>4 避難場所の開設</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>5 避難所の設置、運営</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～エ[略]</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～ウ[略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	<p><u>の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難勧告等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。</u></p> <p>○ 実施責任者は、避難勧告等の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（ラジオ、テレビ）によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。</p> <p>また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。</p> <p><u>○ 実施責任者は、災害の種別に応じた避難勧告等の伝達文をあらかじめ作成しておく。</u></p> <p>○ [略]</p> <p>4 避難場所の開設</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p><u>○ 市町村は、避難場所の開設を地域の自主防災組織や自治会等に委託するなど、迅速な開設に努める。</u></p> <p>5 避難所の設置、運営</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～エ[略]</p> <p>○ [略]</p> <p>ア～ウ[略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p><u>○ 市町村は、避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等に委託するなど、迅速な設置に努める。</u></p>
修正理由	○ 新たな風水害に対応した地域防災体制の整備に伴う修正	